

ZENBUTSU

# 全仏



No.  
489

仏暦2546年6月  
[2003年]



## CONTENTS

### 報告——— ルンビニー園復興計画事業の経緯と現況について 常務理事会開催

法律相談室「立退料とは」 長谷川正浩 本会顧問弁護士  
「NGOって何？」仏教NGOネットワーク主催研修セミナー  
仏教情報センター20周年記念式典  
高野山真言宗管長晋山式巖修

事務総局録事



財団法人 全日本仏教会  
Japan Buddhist Federation

世界仏教徒連盟(WFB)日本センター  
WFB: Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

# ルンビニー園復興計画事業の 経緯と現況について

報告：ルンビニー委員会



解体前の旧マヤ堂



新マヤ堂の全景

## はじめに

釈尊の四大聖地の内、唯一ネパール王国に存在する釈尊生誕の地ルンビニー園の復興開発計画は一九六七年、当時の国連事務総長ウ・タント氏の提唱により国際的な計画として開始され、国連の依頼により我が国の著名な建築家の丹下健三氏が一九七八年にマスタープランを完成させたことに始まった。

## ルンビニー園復興協力

その一九七八年に開催された世界仏教徒連盟(WFB)の第十二回世界仏教徒会議日本大会において、ルンビニー園の復興協力が決議された。

その後、WFBの国内唯一のセンターである本会は、ルンビニー園復興の具体的な対応についてネパール王国との折衝を開始した。一九八八年四月、ネパール王国のルンビニー開発トラスト(LDT)より、ルンビニーの中心地の釈尊生誕母子像を祀るマヤ堂の修復を依頼され、具体的な事業が開始された。

## 考古学調査について

その当時、マヤ堂はその基壇上で二十四メートルの高さに成長した菩提樹

の根により倒壊の危機に瀕しており、LDTとの協議と協定書の締結を経て、マヤ堂修復のために、マヤ堂を解体して考古学発掘調査を行うことになった。一九九二年十二月より一九九五年三月の期間、本会は考古学者上坂悟氏等を派遣しルンビニー園復興の勸募浄財(資金)によりこの発掘調査を実施した。

この考古学調査の最大の成果は釈尊御生誕の地を示すとされる「マークーストーン(印石)」の発見であった。この東西七十、南北四十、厚さ十センチメートルの印石はマヤ堂直下から発見され、マヤ堂に隣接されているアシヨカ王柱の碑文の通りで、釈尊生誕の地点を正しく示すものと考えられる。

## 出土遺物の管理移管について

この調査により出土した遺物は、重要遺物約二百個以外にトランク八十個(約二十六万個)にもなった。

これらの遺物の整理と管理は、本来はネパール政府考古局(DOA)とルンビニー開発トラスト(LDT)および本会の三者で行なうべきものであったが、ネパール側では全く対応出来なかったため、長年に亘って本会が全ての責任を持って行って来た。

本会はこの処理を終結するため、一

昨年十一月から昨年四月にかけて、考古学者上坂悟氏が現地に派遣して最終的な遺物の整理を完了し、台帳・実測図・写真等を作成した。

その後、これら全ての遺物管理をネパール側に移管する折衝を行った。受け入れ条件等について難航したものの、気温五十度の炎天下での作業を経て、昨年十一月一日友好的に正式な文書を交わして全ての移管を終了した。

ここに長年に亘る懸案事項を解決することが出来たのである。

## マヤ堂修復事業について

考古学発掘調査と並行して、本会はマヤ堂の修復のための作業を行なってきた。

当初のネパール側との協定書では遺跡を埋め戻して基壇とマヤ堂を修復することになっており、遺跡の保護の観点からも一番望ましく本会はこの形式での修復を強く主張し続けて来たのであったが、マヤ堂を観光資源と考えるネパール側は遺跡を露呈しての修復を望み、合意に至らなかった。

さらに一九九七年、マヤ堂はユネスコにより世界文化遺産に認定され、修復案は三者での協議を必要とすることになったため、修復案確定は更に難航した。

本会が遺跡を埋め戻すことにこだわった理由は雨季には気温が五十度を超えるだけでなく、塩分を含む水が地表近くにまで上がってくる厳しい環境の中で遺跡の露呈は遺跡の破壊そのものだからであった。

世界遺産となったマヤ堂の早期の修復のため、本会はネパール側の希望を受け入れ遺跡を展観しての復元案を提案した。この案は遺跡全体をドームで覆う方式であり、基礎工事が軽微なため周辺の遺跡を破壊しない案であり、ユネスコも評価した有用な案であった。



マヤ堂真下から発見された「マーカーストーン」

ところがネパール側の政治的な問題によりこの案が受け入れられない事態となり、二〇〇一年六月ユネスコが仲裁に入り別の設計案が提示された。この案は遺跡の中心部のみを覆う覆屋を建設する案であり三者での合意がなされ、具体化の作業に本会は協力して来たのであった。

しかしながらネパール側の強い要望により、設計案が変更された。新しい案は、遺跡全体を鉄骨とレンガで覆いその上部に基壇を設けマヤ堂を建設し、内部は回廊により露呈した遺跡を見学させるものであって、解体前のマヤ堂をひとまわり大きくした外観である。

その後、この設計案に基づいた建設が進み今年の三月にはほぼ完成し、引き続き周辺の整備が行われている。

## 本会のルンビニー事業への取り組み

事業開始から現在までの間には、民主化の政変により事業中断の期間もあった。最近でも弱体な政府は反政府活動を十分に制圧できず毎年のように政権が交替し、継続した事業が困難な状況にあった。今年一月によくややく停戦協定が結ばれ、国内の安定がなされると思われたものの、実効に至ることがなかなかできず依然混沌の度合いが強く、四月末にはゼネストが再燃した。

この困難な状況の中で、本会加盟の宗派・都道府県仏教会・仏教系各種団体をはじめ国内の仏教徒からの浄財による事業資金により実施した「マヤ堂発掘調査」が「マーカーストーン（印石）」の発見という歴史的な成果をもたらし、ユネスコの世界文化遺産認定とネパール側が真剣にマヤ堂復元に力を入れる原動力となったのである。関係各位に改めて深甚なる感謝の意を表す次第であります。

今年のネパールの仏誕節（五月十六日）に竣工を兼ねた催しが行われる。本会は大局的な見地から、この事業の終結に向けての対応に務めていく所存であります。

合掌



発掘されたマヤ堂の全景  
右の石柱がアシヨカ王建立の石柱

## 法律相談室

# 立退料とは

回答 本会顧問弁護士 長谷川 正浩

(問) 当山の山門の横に借地人のアパートが建っています。もともとは先代住職が終戦直後に檀家の要望をいれて、檀家が養鶏場を経営するために貸したのですが、昭和四十年の更新時にこの檀家が養鶏場をやめてアパート経営をすることを当山は認めたのでした。二年後には三回目の更新となりますので、これを機会にこの土地を返してもらいたいと思いい、総代会の決議に基づいて二年後の明け渡しを申し入れました。返してもらったら、ここに御遠慮事業の一環として観音堂を建立する計画です。ところが、借地人は土地を返すから立退料がほしいと云っています。立退料を支払わなければならないでしょうか。

借地人または転借人の不利益を補償する趣旨で支払われる金銭その他の代替物である、といわれています。

立退料は必ず支払わなければならないものではありません。第一に一時使用の賃貸借である場合には立退料の支払いは不要です。例えば建物を新築する期間に限って一時的に借地人が居住する(プレハブ)住宅用に土地を貸すような場合です。第二は、借地人の使用方法が契約違反になったり、地代を支払わなかったりして、借地人の債務不履行が明らかとなるときで、地主の契約解除が有効な場合です。第三は、更新時に地主の自己使用の必要性が借地人の必要性より大きく「正当事由」が認められる場合です。

それでは立退料の内容はどのようなものでしょうか。第一は、立ち退きによって借地人が支払わなければならない移転費用の補償です。具体的には①引越し費用②移転先確保の為に必要な敷金・保証金・不動産仲介料等が

ります。第二は、立ち退きによって借地人が事実上失う利益の補償です。営業権とか居住権とか云われるものです。第三に、立ち退きによって失われる利用権の補償です。いわゆる借地権の価格のことをいいます。

ところで、具体的な立退料は、右で述べた三つの全てを含むわけではありません。以下分けて考えてみましょう。第一は、立ち退かせるにつき理由が万全の場合です。この場合は、引越費用とか移転先確保のための費用とかに限定されます。理由が万全であれば明け渡し訴訟を提起すれば勝訴判決がもらえるわけです。しかし、裁判をしたり強制執行をしたりすれば手間暇がかかりますから、これを回避するために支払うものです。第二は、立ち退かせるにつき理由はあるけれども、万全とはいえず、借地人にも土地利用の必要性があるとか、地主の解除理由にも問題があるような場合です。このような場合に地主は訴訟を提起しても負けるかも知れません。この敗訴の危険を立退料に換算するわけですが、このような場合には前述の営業権・居住権とか借地権の何割かも算定の対象になるでしょう。第三は、立ち退かせるについての理由が全くない場合です。この場合は、いくらお金を積んでも立ち退かないと云われれば、もはや立ち退いても

らうわけにはいきません。通常は、前述の引越し費用、移転先確保の費用、営業権、居住権、借地権等全てが算定の対象とされるでしょう。

それでは具体的に貴寺の場合にはどのように考えたらいでしょうか。まず必要性です。観音堂を建てたいということですが、他に空地はないのでしょうか。もつとも山門の横に観音堂を建てる必要性も強いと思います。山門の横よりも適地があれば必要性は低くなることになりましょう。借地人のアパートは昭和四〇年に建てたものということですので築四〇年近くになります。建物にもよりますがそろそろ朽廃に近くなってきたいるかもしれません。しかし、借地人の生計がこのアパートの家賃で賄われていると、借地人の必要性も高いということになります。貴寺の場合、訴訟を提起しても負ける可能性を考えておかなければなりません。従って借地権価格が一応の基準となりましょう。借地権価格は、更地価格の六割程度と考えてよいでしょう。そして借地権を第三者に売却するとき、借地権価格の一割程度を承諾料として地主に支払わなければなりませんから、結局、更地価格の五割程度を基準にして交渉されるとよいと思います。

(答) 立退料という文言は、法律用語ではありません。従って法律上定義があるわけはありませんけれども、一般には、地主が借地人または転借人に対し借地の立退きを求めるに当って借

## 第1回 仏教NGOネットワーク主催研修セミナー

## NGOって何？

## 国際協力の真髄を語る

四月十八日午後一時三十分より、東京の明照会館で本年一月に設立された仏教NGOネットワーク（BNN）の第一回研修セミナーが開催された。各宗諸団体から約二十人が参加し、本会から小林正道事務総長、入西智彦国際文化部長、福田亮二社会部次長が出席した。

BNNでは、初年度事業として仏



講演する茂田真澄師

教NGOネットワークディレクターの作成、研修会（年二回）・公開講座の開催等を予定している。研修セミナーは、国際問題やNGO活動で活躍する仏教者育成の一環として開催する。

第一回の研修セミナーでは、「NGOって何？国際協力の真髄を語る」をテーマに、茂田真澄師（BNN事務局長、アーユス仏教国際協力ネットワーク理事長）と大橋正明氏（シヤプラニール市民による海外協力の会、恵泉女学園大学教授）による講演が行なわれた。

茂田師は、「仏教者と国際協力」と題し、自身が初めて体験した二十数年前の浄土宗青年会の募金活動（カンボジア難民）や、タイの難民キャンプで感じた「自分は何も役に立たない、なぜこのような状況になったのか」という思いと、現地でもボランティア活動をしている人々を見

て心打たれた経験を述べた。そして、仏教で云う衆生救済は言葉だけでなく実践していかなくてはならないと考え、アーユス仏教国際協力ネットワークを設立したと話された。

また、援助する側も内戦等が激しい国に眼を向けがちであり、援助される国にもいうならば人気国とそうでない国がある。現地に赴き体験することの重要性を知ると共に、自分が出ることから始めなくてはならないと説いた。

そして、仏教者は、弱者のために活動するということを社会から求められているのではないかと述べた。

大橋氏は、「国際協力とNGO」と題し、自身の現地体験から国際協力や援助の方法を考える必要性を指摘した。例えば、アフリカ、南アジアの子供たちに粉ミルクを援助すると乳児死亡率が上がるという事実があるが、そこには水や哺乳瓶の煮沸

消毒の問題や母親のミルクの濃度の知識不足など現地をよく知る者にはわからない原因があることなど話された。「何かしてあげたいと考えたとき、何が問題で何をすべきか、何が問題で何をすべきか、何が問題で何をすべきか」を理解することが大事であると説いた。

また、NGO団体は様々な活動・援助を行なっているが、その役割は多岐に渡っている。支援をしていくだけでなく、様々な活動を通し難民の人権や環境、家族計画と人口計画の混同などについて、政府等に対する問題提起や提案などを行なっている。様々な問題に対し、チェック機能を持つ存在としても重要な役割があり、国際協力の中で多少批判的な「トゲ」を持つ存在することも重要であると説いた。

両氏の講演後、参加者と意見交換が活発に行なわれた。

# 常務理事会開催

四月十七日午後一時三十分から、明照会館会議室で常務理事会が開催された。

初めに、仏教徒の歌「ああ、このよるこび」斉唱を行い、続いて森和久理事長導師のもと三帰依文を唱和した。議事録署名人に、測英徳（曹洞宗）、禿信敬（真宗大谷派）両師を選出し議事に入った。

## 協議事項

### 一、第二十六期人事の件（継続協議事項）

櫻井英幸総務部長より、来年の会長以下任期満了に際し、早期に人選等を進める必要性が説明された。協議の後、今後の本会のより活発且つ継続的な運営や日本宗教連盟での立場等を鑑み慎重に、また早期に対応を考慮していく必要性が確認された。

### 二、政界との関連の件（継続協議事項）

壽山良光社会部長より、国政選挙に

おける候補者推薦を取りやめている現状とその経緯が説明された。協議の後、今後、本会の方針・要請事項等に対し、その実現に積極的に尽力頂ける議員については、選挙の際に推薦する方向性が確認された。

### 三、広報拡充のための加盟団体機関誌への本会記事掲載の件

壽山社会部長より、今期過去三回、加盟団体の機関誌に、「全仏だより」として、本会の行事の掲載を依頼している旨が説明された。協議の結果、今後は原則として加盟団体の機関誌に掲載することが合意された。

### 四、国際委員会規程改定の件

渡邊宗徹国際文化部長より、現規程の学識経験者枠五名以内を十名以内に変更されるよう国際委員会より理事長へ具申されたことが説明された。協議の後、人数に関し再考慮した上、次回理事会に上程することが確認された。

### 五、公益法人改革への対応の件

壽山社会部長より、「公益法人改革」について、現況報告がなされ、今後の対応の必要性について説明された。

協議の後、研究・情報収集を兼ね、組織的に対応する必要性が確認された。

## 報告事項

### 一、評議員削減と理事会公開について

櫻井総務部長・長谷川正浩本会顧問弁護士より、二月十二日の理事・評議員会で承認された評議員数削減について説明された。

また、理事会については、本会役員・監事・評議員・各種委員会委員に限り傍聴でき、報道機関については、事前に申し込みを受け、理事長の許可を得た者の取材が承認される旨が説明された。

### 二、「宗教教育推進特別委員会」の概況について

壽山社会部長が二月十七日の常務理事会合意により委員会設置に至った経緯を説明。続いて杉谷義純宗教教育推進特別委員会委員長（天台宗）が、三月十日の第一回委員会、三月二十八日の小委員会の報告、並びに各方面への

要請活動の進捗状況を報告され、今後の活動への更なる協力を要請された。

### 三、事務所改修工事について

宮川宏生財務部長より、四月末～五月の連休を利用した事務所改修工事の概要について報告された。

### 四、ルンビニー園マヤ堂復興について

渡邊国際文化部長が、現在ネパール側で進められている、マヤ堂修復事業が完成に近づいていること、本会として考古学調査報告書の早期の完成に努力している状況が説明された。

### 五、各部報告

各担当部長より報告。壽山社会部長が、（財）禅文化研究所作成の寺院ソフト「擔雪」推薦の件について説明し、満場一致で本会推薦の承諾を得た。



加盟団体

## 仏教情報センター 二十周年記念式典

五月二日東京・日暮里サニーホールにおいて仏教情報センター設立二十周年（鈴木永城理事長）を記念し、「生・老・病・死」のちを見つめる」講演とコンサートが行われた。本会から奈良慈徹財務部次長が出席した。

午後二時から各宗派相談員による慶讃法要は、出仕の僧侶がおよそ四百名余りの参加者が座る客席通路から舞台中央の多宝塔に向かって壇上上がり、声明（初伽陀）、三帰依文、観音経、散華行道、導師慶讃文、四弘誓願等を厳修した。

太氏が「毎日を楽しく」と題して一時間、入れ歯を忘れて講演に出かけたエピソードや老いないためには何事にも好奇心旺盛であることなど客席を笑いの渦とした。ウイットとユーモアの同氏が八十七歳であることを忘れさせてくれた愉快な講演であった。

休憩後、さわやかなハーモニーで「結婚するって本当ですか」が大ヒット、今年三十周年を迎える『ダ・カーポ』がコンサートを行い、なかなか記念の催しとなった。終演後、同会会員をはじめ有縁の方、六十名程が懇親を深め散会した。

加盟団体

## 高野山真言宗 管長晋山式 厳修される

四月二十五日午前十一時、和歌山県高野町の高野山真言宗総本山金剛峯寺で、資延敏雄・高野山真言宗管長の晋山式が好天の中、厳かに執り行われた。

山内・全国各地の住職、真言宗各派本山会関係諸大徳等が多数参列し、川田聖定・真言宗長者（真言宗豊山

派総本山長谷寺化主）、麻生文雄・真言宗醍醐派管長（本会副会長）らが祝辞を述べ就任を祝った。

翌二十六日は、大阪ならば南海サウスタワーホテルで祝賀披露会が行われ多数の参加者の下、盛会であった。

## 事務所改修が完成 是非お立寄り下さい

昨年度より計画しておりました、念願の事務所改修工事が4月26日～5月5日に行われ無事完了いたしました。

事務所が明照会館に移り20数年、昨今、夏はエアコンも効かずOAにも対応しずらく備品の老朽化が目立っておりました。

手狭だった会議室も整備され、20人以内の会議等は事務所内会議室で開くことが可能となりました。加盟団体の皆様にもご利用いただけます。ご利用につきましては、事務総局にお問い合わせ下さい。

是非、お近くにお越しの際は事務所までお立ち寄り下さい。

事務総局員一同お待ちしております。

野生司祐宏師（元全仏総務部長）より、事務所改修に際し多額の御寄付を頂きました。この場をお借りし御礼申し上げます。



事務所



会議室

# 事務総局録事

## 四月(十一～三十日)

十一日 財政検討委員会  
総務委員会

十四日 真宗興正派訪問

十五日 仏旗普及のため、全日本宗  
教用具協同組合訪問

十六日 事務総局局内会議

十七日 禅文化研究所来訪

十八日 日宗連監査会出席

十九日 事務総局局内会議

常務理事会

宗教教育推進特別小委員会

宗教教育推進に関し、自由

民主党へ要請

十八日 民主党来訪

十九日 総理主催「桜を見る会」出席

二十二日 日宗連理事会・参議会出席

保守新党党首激励会出席

二十三日 天台寺門宗小林慶存宗務総

長(本会評議員)葬儀参列

法律相談室

二十四日 国際仏教興隆協会監査会出席

二十六～五月四日 事務所改修工事

二十六日 高野山真言宗管長就任

祝賀会出席

二十六・二十七日 森和久理事長ご内

室、森淑子様葬儀参列  
三十日 事務総局局内会議

## 五月(一～十日)

二日 仏教情報センター設立

二十周年記念式典出席

六日 同和研修会打合せ

宗教教育推進に関し、自由

民主党へ要請

七日 高野山差別戒名追善法要参列

宗教教育推進に関し、自由

民主党へ要請

八日 法律相談室

庭野平和賞委員会発会式、

贈呈式出席

国際仏教興隆協会理事会、

監事会出席

九日 部落解放同盟第六十回全国

大会出席

## 人事

就任

評議員

吉川恵教(真宗木辺派)

木内隆志(東京ブティスト

クラブ)

評議員

永吉真龍(真宗木辺派)

## 哀悼

鈴木常俊師(本会元常務理事)

四月八日遷化 八十歳

真言宗豊山派元宗務総長

松山萬密師

四月三日遷化 九十四歳

臨済宗妙心寺派元管長

上坂悟氏

五月十二日逝去 五十三歳

ルンビニー園マヤ堂発掘調査

本会派遣考古学者

田中光成(東京ブティスト  
クラブ)

**建長寺創建750年記念特別展 「鎌倉一禅の源流」開催**

鎌倉の禅刹に独自の迫力ある肖像、エキゾチックな彫刻など多彩な禅宗文化を紹介しました。

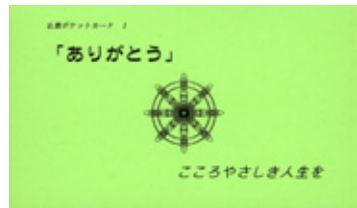
時 6月3日～7月13日  
場 月曜休館  
東京国立博物館(上野公園内)

観 料 一般 1300円 高校・大学生 900円  
小・中学生 400円

主 催 東京国立博物館、日本経済新聞社  
企 画 協力 大本山建長寺  
問 合 せ ハローダイヤル 03(5777)8600

時頼、推薦

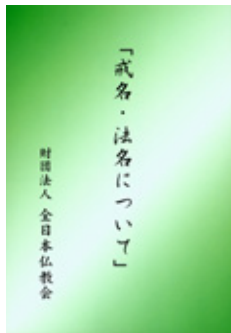
## ● 仏教ポケットカード



100枚 1,000円

ポケットの中に入る、小さなやさしい法話カードです。各種の集まりや、玄関や受付にて配付頂ければ幸いです。

## ○ 戒名法名リーフレット



1部 100円

お申込み

必ずFAXかハガキでお申込み下さい。希望部数、住所、郵便番号、連絡先、一般もしくは寺院の別も書きの上お申込み下さい。お支払いは、同封の振込用紙でお振込願います。

(送料・梱包料は別途請求)

お問い合わせ

〒一〇五―〇〇―一

東京都港区芝公園四―七―四

明照会館内

TEL 〇三(三四三七)九二七五

FAX 〇三(三四三七)三二六〇

全日本仏教会